

(様式 2)

「桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の骨子」
に対する意見提出手続の結果

- 1 意見の募集期間 平成 26 年 6 月 23 日 (月) ～7 月 22 日 (火)
- 2 意見の提出者数 46 人 (直接 40 人、ファクシミリ 4 人、メール 2 人)
- 3 意見の件数 156 件
- 4 担当部課 保健福祉部子育て支援課
電話 (0277) 46—1111 (内線 308)
ファクシミリ (0277) 45—2940
電子メール kosodate@city.kiryu.lg.jp

5 提出された意見の要旨と考慮の結果

1 本条例(案)の骨子に関する意見

番号	意見の趣旨	考慮の結果 (意見に対する市の考え方)
1	条例案が、国の省令のままで、全く現場の状況を把握したとは思えない内容である。質の高い保育をするためには、今のままの条例案では、高いレベルの保育ができない。親の就労保障も子どもの豊かな生活も保障できない。今一度すべて考え直して現場の声を聞いてもらいたい。	本条例案が制定されたとしても、現状の各放課後児童クラブの体制(指導員の人数や開所時間など)を維持することは、十分に可能です。このため、親の就労保障や子どもの豊かな生活も引き続き保障できるものと考えております。なお、本条例案で制定されない内容については、当市の放課後児童健全育成事業のマニュアル等の見直しを行い、より良い環境の中、快適に安全に過ごせる放課後児童クラブになるように努めてまいります。
2	子どもたちにとって良い学童保育にするには、この条例はふさわしくないと思う。もっと現場の親の声や指導員の声に耳を傾けていただきたい。桐生市は子育ての街ではないのか。	本条例案が制定されたとしても、現状の各放課後児童クラブの体制(指導員の人数や開所時間など)を維持することは、十分に可能です。このため、本条例案のとおり、条例制定を目指します。なお、本条例案で制定されない内容については、当市の放課後児童健全育成事業のマニュアル等の見直しを行い、より良い環境の中、快適に安全に過ごせる放課後児童クラブになるように努めてまいります。
3	この条例は、現場の状況を把握して出したものとは思えない。子育て環境	本条例案が制定されたとしても、現状の各放課後児童クラブの体制(指導員の人数や

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>を充実させる桐生市の方針とはかけ離れている。群馬県マニュアルよりも下回る内容になっていることに怒りを覚える。働く保護者と児童を守るために現状に沿った条例を検討してもらいたい。“放課後”といっても児童の生命を預かる重大な事業であることを理解してもらいたい。</p>	<p>開所時間など）を維持することは、十分に可能です。なお、本条例案で制定されない内容については、当市の放課後児童健全育成事業のマニュアル等の見直しを行い、より良い環境の中、快適に安全に過ごせる放課後児童クラブになるように努めてまいります。</p>
4	<p>国の基準は最低なので、それより上回る条例を制定してもらいたい。保護者が安心して仕事ができる様に設備や職員の人数、時間を配慮していただき有意義な運営ができるようにしてもらいたい。</p>	<p>本条例案が制定されたとしても、現状の各放課後児童クラブの体制（指導員の人数や開所時間など）を維持することは、十分に可能です。なお、本条例案で制定されない内容については、当市の放課後児童健全育成事業のマニュアル等の見直しを行い、より良い環境の中、快適に安全に過ごせる放課後児童クラブになるように努めてまいります。</p>
5	<p>今市内で十分なスペースで保育が行われている施設が何箇所あるのか。専用トイレもなく、インフルエンザ流行時にも隔離する静養スペースさえない状況である。急に発症しても10分や15分で迎えに行ける状況にある親が多くはない。どうか子ども達の放課後の生活をより良くするため、のびのびと生活出来る様な条例作りをお願いしたい。</p>	<p>本条例案が制定されたとしても、現状の各放課後児童クラブの体制（指導員の人数や開所時間など）を維持することは、十分に可能です。なお、本条例案で制定されない内容については、当市の放課後児童健全育成事業のマニュアル等の見直しを行い、より良い環境の中、快適に安全に過ごせる放課後児童クラブになるように努めてまいります。</p>
6	<p>国の基準より下回らない様な条例にすることを約束してもらいたい。</p>	<p>本条例案が制定されたとしても、現状の各放課後児童クラブの体制（指導員の人数や開所時間など）を維持することは、十分に可能です。なお、本条例案は、国の基準どおりの制定を目指しますので、国の基準よりは下回りません。</p>
7	<p>国の基準は最低なので、それより上回る条例を制定してもらいたい。</p>	<p>国の基準どおりの本条例案が制定されたとしても、現状の各放課後児童クラブの体制（指導員の人数や開所時間など）を維持する</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		ことは、十分に可能です。このため、本市といたしましては、国の基準どおりの条例案の制定を目指します。なお、本条例案で制定されない内容については、当市の放課後児童健全育成事業のマニュアル等の見直しを行い、より良い環境の中、快適に安全に過ごせる放課後児童クラブになるように努めてまいります。
8	安倍総理大臣が女性の就労促進について発言をしている。人口割合から、これからは、男性も女性も現役世代は就労しなければ立ち行かない世の中になるのは目に見えている。就労人口を増やさなければ、自治体も生き残れない時代が迫っているのではないかと思う。現役世代の就労を支えるためには、保育所や学童保育の充実が必要不可欠な課題である。国の基準に右ならえではなく、桐生市の取組みとして立案してもらいたい。	国の基準どおりの本条例案が制定されたとしても、現状の各放課後児童クラブの体制（指導員の人数や開所時間など）を維持することは、十分に可能です。なお、本条例案で制定されない内容については、当市の放課後児童健全育成事業のマニュアル等の見直しを行い、より良い環境の中、快適に安全に過ごせる放課後児童クラブになるように努めてまいります。

2 項目（最低基準の向上）に関する意見

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
9	最低基準と放課後児童健全育成事業者の項目に基づき、現状を低下させないようにお願いしたい。	本条例案が制定されたとしても、現状の各放課後児童クラブの体制（指導員の人数や開所時間など）を維持することは、十分に可能です。なお、本条例案で制定されない内容については、当市の放課後児童健全育成事業のマニュアル等の見直しを行い、より良い環境の中、快適に安全に過ごせる放課後児童クラブになるように努めてまいります。

3 項目（設備の基準）に関する意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
10	専用区画でなく、現在桐生市で開設されている現状に沿った専用施設及	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	び専用室としてもらいたい。	各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。 なお、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。
11	休養するための機能を備えた区画という表記では、十分な休養ができないので、休養室としてもらいたい。	現状の各放課後児童クラブの状況を鑑み、「休養するための機能を備えた区画」という規定を「休養室」という名称には変更できません。
12	利用者の支障がない場合この限りではないという文言は、専用でなくなってしまうので、削除してもらいたい。	「ただし、利用者の支障がない場合は、この限りではない。」という規定につきましては、現在国が推進している事業等の導入などを総合的に考慮し、規定します。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画（部屋）を使用することはありません。
13	小学生が集団で落ち着いた毎日の生活を送るためには事務室・台所・静養室を除く生活室の広さの基礎が必要である。季節や天候により室内で活動をしなければならない状況でも考慮すれば一人あたり 3.3 m ² 以上が必要である。	本条例案では、「専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m ² 以上でなければならない」と規定しています。当市におきまして、平成 26 年 5 月 1 日現在、専用区画が 3.3 m ² 以上の各放課後児童クラブは、27 クラブ中 5 クラブのみです。このため、専用区画の面積を児童 1 人あたり 3.3 m ² 以上に設定すると、多くのクラブにおいて、運営することが出来ない状況に陥ってしまう可能性がありますので、専用区画の面積を 1 人あたり 3.3 m ² 以上と規定することはできません。
14	専用区画という表現でなく専用施設及び専用室としてもらいたい。	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラ

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>ブの専用区画を使用することはありません。</p> <p>なお、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。</p>
15	<p>子ども達の持ち物、工作物、守秘義務のある資料などが管理されている。「利用者の支障がない場合専用でなくていい」ということが理解できない。</p>	<p>「ただし、利用者の支障がない場合は、この限りではない。」という規定につきましては、現在国が推進している事業等の導入などを総合的に考慮し、規定します。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p>
16	<p>「専用区画」とあるが、この表現ではカーテンで仕切ったような場所でも施設として成り立ってしまうという表現である。このため、「専用施設」、「専用室」としてもらいたい。</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p> <p>なお、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。</p>
17	<p>専用施設及び専用室ではなく、専用区画さえあればいいと捉えられてしまう条文はどうなのか。</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p> <p>なお、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。</p>
18	<p>「利用者の支障がない場合、この限りでない」ということはなんでもありなのか？とってしまう。</p>	<p>「ただし、利用者の支障がない場合は、この限りではない。」という規定につきましては、現在国が推進している事業等の導入など</p>

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>を総合的に考慮し、規定します。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p>
19	<p>専用区画のみの基準では確実に支障があると思います。現在でも一人あたり 1.65 m²の区画すらない状況である。子どもの環境整備も充実した生活を送るためには大事な要素になると思う。</p>	<p>当市の各放課後児童クラブにおきましては、平成 26 年 5 月 1 日現在、専用区画が 1.65 m²を満たしていないクラブは、27 クラブ中 4 クラブございます。本条例案では、「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」という規定を設けております。本規定にのっとり、市内にあるすべての放課後児童クラブにおきまして、児童 1 人あたりおおむね 1.65 m²以上を確保できるように、また、出来る限り 1 人あたりの専用区画の面積を確保できるように引き続き努めてまいります。</p>
20	<p>「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設ける」とあるが、それではスペースというだけで、児童を保育するための専用の施設・専用室ではない。利用者（児童）一人あたりに対する専用施設（区画といわれているが）が 1.65 m²という最低基準では、生活・遊び・学び・静養スペースがとれない。基準が低すぎる。体調が悪い利用者（児童）を静養させる専用室を設けるべきである。</p>	<p>当市の放課後児童クラブにおきましては、平成 26 年 5 月 1 日現在、専用区画が 1.65 m²以上を満たしていないクラブは、27 クラブ中 4 クラブございます。本条例案では、「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」という規定を設けております。当市といたしましては、まず本規定にのっとり、市内にあるすべての放課後児童クラブにおきまして、児童 1 人あたり 1.65 m²以上を確保できるように、また、出来る限り 1 人あたりの専用区画の面積を確保できるように努めてまいります。</p> <p>次に、静養させる専用室を設けることにつきまして、現在多くの放課後児童クラブにおきまして、静養させるための専用室を確保できていない状況です。このため、静養室の確保につきましても、引き続き努めてまいります。</p>
21	<p>「利用者の支障がない場合、この限りでない」という文言は、はずすべき</p>	<p>「ただし、利用者の支障がない場合は、この限りではない。」という規定につきまして</p>

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	である。	は、現在国が推進している事業等の導入などを総合的に考慮し、規定します。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。
22	設備については、現在空き教室を使っているので、子どもの勉強するスペース等を考えると他の場所でなく、今のまま使ってもらいたい。他の場所と一緒にだと、子どもの安全も確保されないし、子どもにとってもストレスになると思われる。	市内にあるすべての放課後児童クラブにおきましては、本条例案が制定された後も、現在使用している余裕教室等を引き続き使用していただけます。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。
23	放課後の時間は、その部屋が学童になるが、それ以外の時間は授業をしたり、学校の教材現場になっていたり他の目的と共有しなければならない可能性がある。そんな状況の中で、子ども達が落ち着いて生活する生活の場ではなくなってしまう。	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。
24	保育所 1 人あたりの面積は、1.98 m ² と定められている。小学生以上の子どもの施設である養護施設は 3.3 m ² となっている。	<p>本条例案では、「専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上でなければならない」と規定しています。平成 26 年 5 月 1 日現在、専用区画が 1.98 m²以上の放課後児童クラブにつきましては、27 クラブ中 15 クラブです。また、専用区画が 3.3 m²以上の放課後児童クラブにつきましては、27 クラブ中 5 クラブのみです。このため、専用区画の面積を児童 1 人あたり 1.98 m²及び 3.3 m²以上に設定してしまいますと、運営することが出来ない状況に陥ってしまう可能性がありますので、専用区画の面積を 1 人あたり 1.98 m²以上又は 3.3 m²以上と規定することはできません。</p> <p>市といたしましては、出来る限り 1 人あたりの専用区画の面積を確保できるように引き続き努めてまいります。</p>

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
25	なぜ専用部屋ではなく専用区画なのか。開設時間以外は、学校が使ってもいいのであれば、放課後、現在クラスとして使っている教室を学童が使うのと同じことだが、それは絶対にならないと思う。これでは、質が低下してしまう。	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。ただし、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用部屋として名称を変更していただいても構いません。
26	専用区画ではなく、現在桐生市で開設されている現状に沿った専用施設及び専用室としてもらいたい。	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。ただし、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。
27	「利用者の支障がない場合この限りでない」という文言は専用でなくなってしまう。削除してもらいたい。	「ただし、利用者の支障がない場合は、この限りではない。」という規定につきましては、現在国が推進している事業等の導入などを総合的に考慮し、規定します。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。
28	「専用区画」という意味がわからない。児童が生活するために安心・安全を確保するには、専用の施設が必要である。その場合、区画では不十分である。	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。ただし、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいて

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		も構いません。
29	1人あたりの面積も活動スペース、静養スペースも必要である。現在でも、1.65㎡確保できていない事業所が多くある。	当市の放課後児童クラブにおきましては、平成26年5月1日現在、専用区画が1.65㎡以上を満たしていないクラブは、27クラブ中4クラブございます。本条例案では、「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」という規定を設けております。本規定にのっとり、市内にあるすべての放課後児童クラブにおきまして、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上を確保できるように、また、出来る限り1人あたりの専用区画の面積を確保できるように引き続き努めてまいります。
30	「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設ける」とあるが、放課後の時間をほぼ毎日過ごす場所としては、サークル等で使用する公民館などの感覚でなく、子どもがその場所を“自分たちの居場所”として過ごせる家庭に近い感覚で考えていただきたい。もし、その場所を他の人が使用すると考えると物品等の設備においても安心して安全に過ごせるのか不安に思う。	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。
31	条例に記されている「遊び及び生活の場として機能並びに静養するための機能を備えた区画を設ける」となっているが、“区画”さえあれば、学童専用の部屋でなくてもいいことになってしまう。他の目的を共有して設備を使わなければならないとなると、子ども達が落ち着いて安心して生活する場でなくなってしまう。	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。
32	専用区画という捉え方では、1人についての面積が設定されるにしても	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>関わらず、他のスペースとの共用というものは、子どもを預ける側としては、学童と他の子どもとの区別を付けるためにも単独の部屋での保育が望ましい。</p>	<p>各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p>
33	<p>子どもの生活の場として適切な広さのある施設及び専用室を確保してもらいたい。</p> <p>別室に静養スペースを設けてもらいたい。</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用いています。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。本専用区画や静養スペースの確保につきましては、より良い環境の中で、児童が快適に安全に過ごせるような放課後児童クラブになるように引き続き努めてまいります。</p>
34	<p>「専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」としながら（児童の支援に支障がない場合はこの限りではない）とただし書があり、専用でなくてもいいということまで基準にしている。専用スペースがないと学童専用の支援に支障があるので、スペースは必要である。</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p>
35	<p>専用区画とは、専用の部屋でなくてもよいということか。疑問に思う。</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用いています。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p>
36	<p>専用区画さえあれば学童保育の部屋ではなくてもいいということになってしまうのではないか。例えば、外の団体が使用し、放課後から学童保育というのでは、遊びの場も生活の場も静養スペースさえも確保できないと</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用いています。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することは</p>

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>思う。児童の支援に支障がないというのはどのように考えているのか。設備・機能について、もう一度考えてもらいたい。</p>	<p>ありません。</p>
37	<p>「専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならぬ」としながら（児童の支援に支障がない場合はこの限りでない）とただし書きがあるが、児童の支援に支障がない場合はない。子どもが落ち着いて生活ができる場として保証してもらいたい。</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用いています。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校を含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p>
38	<p>専用スペースがないと学童専用の支援に支障があるので、スペースは必要である。</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用いています。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校を含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p>
39	<p>専用区画の面積の文のおおむね1.65㎡のおおむねという言葉削除してもらいたい。成長期の子どもにとってゆとりある環境が必要である。1人当たり1.65㎡では不適切な面積であると思う。</p>	<p>本条例案では、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。」と規定されておりますが、現在市内の放課後児童クラブ27クラブ中4クラブが本基準をクリアできていない状況です。この4クラブについては、他の余裕教室等がない等の理由で1.65㎡をクリアできておりません。このため、「おおむね」という文言を削除してしまいますと、運営することが出来ない状況に陥ってしまう可能性があります。このため、「おおむね」という文言を削除いたしません。</p> <p>当市といたしましては、放課後児童クラブに入所している児童が快適及び安全に過ごすための必要な面積を確保できるように、引き続き努力してまいります。</p>

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
40	「ただし、利用者の支援に支障がない場合、この限りでない。」という文を削除してもらいたい。曖昧な文章で設置基準に必要でないと思われる。	「ただし、利用者の支援がない場合は、この限りではない。」という規定につきましては、現在国が推進している事業等の導入などを総合的に考慮し、規定します。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。
41	「ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」この条文はあまりにも抽象的な内容を有するため、設置の基準にふさわしくないと思われるので、削除してもらいたい。	「ただし、利用者の支援がない場合は、この限りではない。」という規定につきましては、現在国が推進している事業等の導入などを総合的に考慮し、規定します。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。
42	「専用の区画」では、子ども達が落ち着いて生活することができない。現在の桐生市で開設されている現状に沿った専用施設及び専用室としてもらいたい。	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。ただし、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。
43	専用区画でなく、専用施設や専用室にしてもらいたい。	本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。ただし、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。
44	具合が悪くなってしまった時には、	現在いくつかの放課後児童クラブおきま

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>静かに休ませてあげられる様にと、他の子どもにうつってしまうのを防ぐために保健室の様な部屋が必要だと思う（インフルエンザの感染リスクはできるだけ小さくしたほうがよい）。</p>	<p>して、静養室が確保されていません。市といたしましては、より良い環境の中で、児童が快適に安全に過ごせるような放課後児童クラブになるように、引き続き努めてまいります。また、静養室の確保につきましても、引き続き努めてまいります。</p>
45	<p>「利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」とあるが、他の目的で使用したりして、共有しなければならないとすると、子ども達が落ち着いて生活できなくなってしまう。</p>	<p>「ただし、利用者の支障がない場合は、この限りではない。」という規定につきましては、現在国が推進している事業等の導入などを総合的に考慮し、規定します。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p>
46	<p>児童1人あたりの面積1.65㎡以上とあるが、少し狭い気がする。低・高学年の子どもが自由に動き回る面積としては、2㎡以上は必要ではないか。</p>	<p>本条例案では、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない」と規定しています。平成26年5月1日現在の市内の放課後児童クラブにおきまして、専用区画が2㎡以上の放課後児童クラブにつきましては、27クラブ中14クラブのみです。このため、専用区画の面積を児童1人あたり2㎡以上に設定してしまいますと、運営することが出来ない状況に陥ってしまう可能性がありますので、1人あたり2㎡以上と規定することはできません。</p> <p>市といたしましては、出来る限り1人あたりの専用区画の面積を確保できるように引き続き努めてまいります。</p>
47	<p>「利用者に支障がない場合はこの限りでない」で支障がない基準が分からない。</p>	<p>「ただし、利用者の支障がない場合は、この限りではない。」という規定につきましては、現在国が推進している事業等の導入などを総合的に考慮し、規定します。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。</p>
48	<p>当学童でも教室の空きを利用した</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり</p>

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>学童になっているが、「区画」という表現では、子ども達の生活の場として、学童としての施設のあり方からも適切でないのではないか。</p>	<p>「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。ただし、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。</p>
49	<p>児童が毎日生活する場であるので、安心してくつろげる空間にするためにも、専用区画ではなく専用の部屋としてもらいたい。</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。ただし、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。</p>
50	<p>学童保育所は、余っているスペースを与えられ、その時間だけをやりくりして過ごすのではなく、きちんと1つの施設として、専用の施設、専用室が必要です。</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。ただし、各放課後児童クラブにおきまして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。</p>
51	<p>設備として専用室・専用施設は必要である。現在でもスペースは不足している（具合の悪い子の休むスペース、昼寝のスペース、子どもが遊ぶスペース、おやつを食べるスペースが一緒である）。共用スペースや区画で設けるだけでは、子ども達は落ち着かないと</p>	<p>本条例案におきましては、国の基準どおり「専用区画」という名称を用います。これは、各放課後児童クラブ専用の区画（部屋）ということです。なお、現状では各放課後児童クラブ以外の団体等（学校も含む）が放課後児童クラブの専用区画を使用することはありません。ただし、各放課後児童クラブにおき</p>

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	思う。	まして、「専用区画」ではなく、専用施設及び専用室として名称を変更していただいても構いません。

4 項目（職員）に関する意見

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
52	職員が支援の単位ごとに 2 人以上では、場合によっては、ただのプールの監視になってしまう。子どもの人数に対して、きちんとした人数の支援員がいなければ、子どもたちの安全は守れないのではないか。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、現状または現状以上の支援員を維持することができるため、十分に子どもたちの安全を確保していけるものと考えています。
53	入所している子供の中で一番多い学年は 1～2 年生なので、児童数が同じで職員人数が減るとなると目が届かないと思われる。ほぼ自由時間状態を今の夏休み期間中 8 時間以上みるとなるとトラブル等が増えると思われる。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、現状または現状以上の支援員を維持することができるため、十分に子どもたちのトラブルに対応できるものと考えております。
54	有資格にするにも準備期間が間に合わない。欠員が出たときに次の人がみつけにくい等の問題が起こらないよう十分考慮していただきたい。また、職員配置も現在 3 人体制を行えるようになっているのに 2 人とされてしまうと休暇の取得や欠員の際の対応に困ることが考えられる。現場の指導員をまじえ、もう一度再検討をお願いしたい。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において 3 人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに 3

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		人以上とする」という規定には変更できません。
55	職員配置について（おおむね 40 人以上）2 人以上というのは、保育園、小学校と比べても急な指導員の休み等に対しても、安全確保という意味からも少なすぎると考える。3 人以上が絶対必要だと思う。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において 3 人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに 3 人以上とする」という規定には変更できません。
56	職員 1 人で約 20 人の児童を担当するのは無理がある。けんかやけがなど対応する事は沢山あり、1 人で対応するのは大変です。最低でも 3 人は必要である。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において 3 人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに 3 人以上とする」という規定には変更できません。
57	職員の数について、支援の単位ごとに 2 人以上という部分で、仮に 2 人になると児童の数からいってとても目が行き届かなくなるのではと心配である。規模が大きい学童なので、基準とはいえ少ないように感じる。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において 3 人以上の支援員の配置も可能です。
58	おおむね 40 人以上に職員 2 人以上	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>という配置では目が届きにくいので、安心して安全な充実した保育のために職員配置についての基準をもう少し考えてほしい。</p>	<p>支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
59	<p>職員配置の条例案では（おおむね40人以上）2人以上と明記してありますが、3人以上はいないと厳しい。</p> <p>長期休業日も労働時間の関係でローテーションにより帰ってしまうので手薄になったり、質を落とさないためにも3人以上を希望する。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
60	<p>群馬県の運営設置マニュアルにおいても児童数20名以上は職員3名以上の配置となっている。子どもの命を預かる安全面からみても、一人一人にゆき届く様な保育を実現させるためにも以上の職員配置にしてもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。</p>
61	<p>桐生市の条例案では支援の単位がおおむね40人に2人以上だが、40人に2人？1人の目は二つ、1人が20人を見ることが出来るのだろうか？現状で無理では？1人でも多い方が、</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおき</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>児童の負担が軽いと思う。子ども同士のトラブルや事故を未然に防げる確率が上がる。高学年の児童が低学年の児童の手本となるが、そこに頼ることはしないでもらいたい現状の3人は確保、それ以上をお願いしたい。支援員の確保は、曖昧な数でなく、明確にお願いしたい。働く父母も安心でき、子ども達の負担も軽減され、安心してお願いできる環境にしてもらいたい。</p>	<p>まして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
62	<p>支援員の数を単位ごとに2人以上とあるが、設置マニュアルでは、3人である。実際3人でも不十分である。現状より低下させないでもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
63	<p>群馬県及び桐生市の「児童クラブ設置・運営マニュアル」においても児童数20名以上は職員3名以上の配置となっている。2名以上では現在の体制を下回ってしまう。また、専任・常勤・複数体制を明記してもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p> <p>次に、専任・常勤・複数体制の明記につきましては、本条例案では明記いたしません。ただし、今後市のマニュアル等を見直す中</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		で、マニュアル等の中に明記できるかどうかを含め十分に検討してまいります。
64	群馬県の「児童クラブの設置・運営マニュアル」において児童数 20 名以上は職員 3 名以上の配置である。このマニュアルに示された基準を引き下げよう内容は避けてもらいたい。児童一人一人と信頼関係を結び、安心した人間関係を築いていくことが子どもの生活を守っていくのに大切である。しっかりとした員数の配置が必要である。また、20 名未満の小規模クラブにおいても他の事業と兼務では片手間の仕事となってしまう専任の体制が学童保育の質と結びつくものである。このため、常勤・専任体制の明記が必要である。	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において 3 人以上の支援員の配置が可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに 3 人以上とする」という規定には変更できません。</p> <p>次に、常勤・専任体制の明記につきましては、本条例案では明記いたしません。ただし、今後市のマニュアル等を見直す中で、マニュアル等の中に明記できるかどうかを含め十分に検討してまいります。</p>
65	基準が今より減ってしまったら子ども達に目が届かず一人一人をちゃんと見ることができなくなってしまう。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、現状どおりまたは現状以上の支援員を配置することも可能です。
66	20 名以上には 2 名以上という基準は少なすぎます。現在の県のマニュアルでも 20 名以上は 3 名以上と記載されている。20 名以上なら最低 2 名いればいいと捉えられてしまう可能性もある。国でも「学童保育の質は指導員の質」とうたっているのだから、その質の担保のためにも最低、県の基準を下回ることにはやめてもらいたい。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員を配置できるため、県のマニュアルにおける基準以上の支援員を配置することも可能です。

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
67	放課後児童支援員数について、支援の単位ごとに2人以上という数は十分に子どもを支援するためには少なすぎる。20名以下の場合には1人を除き、他の事業との兼務でも良いというのは質の向上どころか質が下がるのではないか。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、現状どおりまたは現状以上の支援員の配置をすることも可能です。
68	子どもの数が多ければ多いほど、指導員さんにはいてほしい。子どもの行動は、親でもわからない。色々な学年の子どもがいるので、遊ぶこともちがうため。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、現状どおりまたは現状以上の支援員の配置をすることも可能です。
69	現在の人数に対し3名でも足りない。2名が最低ラインとなったら、今以上に子ども達への関わりが薄くなってしまいます。また、他の事業との兼務では質の向上に繋がらない。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。よって、子ども達への関わりが薄くなってしまうことはございません。また、他の事業と兼務されている場合でも質が低下するようなことはないものと考えております。
70	職員の配置人数が現在の桐生市のマニュアルよりも減ってしまうのは、子ども達に今よりも目が届かなくなってしまうし、他にも仕事をしていると質が落ちてしまうと思う。	本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。よって、子ど

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>も達へ目が届きにくくなるようなことはございません。また、他の事業と兼務されている場合でも質が低下するようなことはないものと考えております。</p>
71	<p>児童数 20 名以上は職員 3 名以上の配置となっている。2 名以上では現在の体制を下回ってしまう。</p> <p>また、常勤・専任・複数体制を明記してもらいたい。適切な職員配置がなければ児童福祉法の定める質は担保できません。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において 3 人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに 3 人以上とする」という規定には変更できません。</p> <p>次に、常勤・専任・複数体制の明記につきましては、本条例案では明記いたしません。ただし、今後市のマニュアル等を見直す中で、マニュアル等の中に「常勤・専任・複数体制」について、明記できるかどうかを含め十分に検討してまいります。</p>
72	<p>2 人以上とのことだが、児童が何人でも 2 人でよいという捉え方になってしまう。県のマニュアルでも児童 20 人以上に対し 3 人以上である。それを下回るような条例はあってはならない。「学童の質は指導員の質」と県担当者が認めているのに、児童 20 未満の事業所の指導員は職務を他と兼務してよいというのはおかしいと思う。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において 3 人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに 3 人以上とする」という規定には変更できません。</p> <p>また、他の事業と兼務されている場合でも質が低下するようなことはないものと考えております。</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
73	<p>研修や資格については、専門知識を持って従事していただけることはありがたい。すべての指導員が必ずしも資格保有者ということが大切なのではなく、子どもの成長をサポートしながら見守ってもらえるようなことが大切である。そのためにも、現状よりも指導員の数や兼務ができるということでは、学校の授業と同様で囲まれた中にいるのであれば対応は可能かもしれないが、一人一人の“遊びや生活としての場”として考えるのであれば、最低でも3人以上は必要である。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
74	<p>今回の条例では、職員配置が児童数20名以上は2名以上となっているが、子どもの安全・子どもとの関わりのことを思うと、最低でも3名以上にしてほしい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
75	<p>指導員の人数についても、子ども何人に対し指導員何人以上との設定を明確にしていないのは、1年生～6年生の生活の中で、目が届かないところもあるのではないかと不安になる。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という条文規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できます。なお、条文の中で、支援員の人数を明確にしないのは、各放課後児童クラブの運営状況が異なるため、一概に支援員の人数を規定することが難しいためです。なお、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の支援員の体制を確保</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>することは十分に可能です。</p>
76	<p>子どもの活動において安全を確保するため、また、指導員と子ども一人一人の触れ合いの時間を得るため、3名以上の配置とし、さらに、質の向上のために、他事業との兼務はやめてもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p> <p>また、他の事業と兼務されている場合でも質が低下するようなことはないものと考えています。</p>
77	<p>児童数20名以上は職員3名以上の配置となっているので、それは必要である。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
78	<p>支援員の数が2人以上というのは、児童数が2人の場合も50人の場合も同じ支援員数で対応する可能性があるということになると思う。現在の群馬県及び桐生市の「児童クラブ設置・運営マニュアル」においては、児童数が20名以上は職員3名以上の配置となっているがそれを下回ってしまう</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。よって、児童</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>ので、児童福祉法で定められた質の担保はできないと思う。</p>	<p>福祉法で定められている質の担保は十分に確保できるものと考えております。</p>
79	<p>県のマニュアルでは、3名以上となっているのに、国の基準の方が下回っている。これは本当に危険なことである。そして、他の事業との兼務では、質の高い学童保育は望めない。何より子ども達に一番しわ寄せがいつてしまうと思う。ただでさえ、留守家庭の子ども達は、手厚いケアが必要なのに、これではますます手薄になってしまう。また、常勤・専任・複数体制を明確に記してもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。また、他の事業と兼務されている場合でも質が低下するようなことはないものと考えています。</p> <p>次に、常勤・専任・複数体制の明記につきましては、本条例案では明記いたしません。ただし、今後市のマニュアル等を見直す中で、マニュアル等の中に「常勤・専任・複数体制」について、明記できるかどうかを含め十分に検討してまいります。</p>
80	<p>児童数20名以上は職員3名以上の配置となっているので、それを守ってもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
81	<p>児童数20名以上は職員3名以上の配置となっているので、それを守ってもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
82	<p>「支援の単位ごとに2人以上とする。」を「支援の単位ごとに3人以上とする。」に変更してもらいたい。児童各々に目が届かず、適切な対応が出来ないと思う。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
83	<p>支援の単位ごとに2人以上を3人以上に変更されることをお願いしたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
84	<p>児童福祉法で定められた職員の質の担保のためにも、児童数20名以上は職員3名以上の配置にしてもらいたい。また、常勤・専任・複数体制を明記してもらいたい。子ども達の生活や心の安定にとってとても大切であ</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>る。現在の体制を下回ってしまう様な案には絶対反対である。</p>	<p>できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p> <p>次に、常勤・専任・複数体制の明記につきましては、本条例案では明記いたしません。ただし、今後市のマニュアル等を見直す中で、マニュアル等の中に「常勤・専任・複数体制」について、明記できるかどうかを含め十分に検討してまいりたいと考えております。</p>
85	<p>現在の運営マニュアルでは、職員3名以上となっているのに、条例案では2名以上となっている。現在の体制を下回ってしまう様では、安心して子どもを預けることができない。指導員と子ども達との関わりも薄くなってしまい、信頼関係が築けなくなってしまうのではないかと。また、20名未満なら兼務でもよいということはないと思う。きちんと専任の指導員をおいて子ども達の保育にあたってもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。また、他の事業と兼務されている場合でも質が低下するようなことはないものと考えております。</p>
86	<p>児童数20人に対して支援員2名は少ないと思います。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
87	<p>指導員は、子どもの保育だけでなく、雑務や事務、おやつなどの用意、また、子どもについてのカンファレンスなどの業務をこなしている。保育の質の向上のためにも、3名以上の職員配置を望む。子どもを安心して預けるためにも、お願いしたい。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
88	<p>児童一人一人に向き合ってもらうためにも、2人以上でなく3人以上を希望する。さらに短期間で職員が変わってしまうと児童も落ち着かないので、常勤かつ専任の職員が必要であり、そのための待遇の保障も必要である。</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という条文規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。</p> <p>ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p> <p>次に、常勤及び専任の明記につきましては、本条例案では明記いたしません。ただし、今後市のマニュアル等を見直す中で、マニュアル等の中に「常勤・専任」及び「待遇」について、明記できるかどうかを含め十分に検討してまいりたいと考えています。</p>
89	<p>学校で全員座って授業を受けてるのは違う。ただ、放課後に遊んでいる小学生を見守っている人だけではない。人間対人間の関わりがより、複雑になってくる小学生の心の部分や遊び、人間関係など真剣に関わってくれるのに、現状の人数でも大変なの</p>	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	に、それより低い基準となると質のよい保育は到底望めない。	上の支援員の配置も可能です。よって、現状または現状以上の支援員の配置も可能です。
90	支援の単位を構成する児童の数は40名なのか。文章が難しく分かりづらい。支援の単位ごとに放課後児童支援員が2名とのことですが、常勤・非常勤どちらか。いくら最低基準とはいえ、少なすぎると思う。20名未満のクラブでは、兼任でもいいとのことだが、子どもの安全は守れないと思う。	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。よって、現状または現状以上の支援員の配置も可能です。</p> <p>なお、支援員については、常勤・非常勤どちらでも結構です。</p> <p>また、他の事業と兼務されている場合でも質が低下するようなことはないものと考えております。</p>
91	群馬県及び桐生市の「放課後児童クラブ設置運営マニュアル」（以降「マニュアル」とする）によると、児童数20名以上は職員3名以上となっており、今回の条例（案）では、現状の体制を下回る基準となっている。条例制定後は、「マニュアル」も条例に沿って改正されてしまうのではと懸念され、保育体制の劣化が心配である。条例（案）を現状の「マニュアル」の基準にすることはできないのか。	<p>本条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。ただし、各放課後児童クラブによって、運営状況などが異なるため、本条例案で「支援の単位ごとに3人以上とする」という規定には変更できません。</p>
92	指導員の減少は、子ども達の安全が確保できるか不明である。子どもが2年生の時に顔に怪我をしたが、たまたま指導員の目が離れたときであった。	<p>条例案では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきまして、支援の単位ごとに支援員の数を設定できるため、一の支援の単位において3人以上の支援員の配置も可能です。よって、現状</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		または現状以上の支援員の配置も可能です。

5 項目（開所時間及び日数）に関する意見

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
93	開所時間が、平日 3 時間、学校休業日 8 時間では、学童保育の役割が果たせないのではないかと懸念する。	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、現状または現状以上の開所時間を設定すれば、学童保育の役割が十分に果たせるものと考えております。</p> <p>なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
94	平日下校から 3 時間だと、高学年なら 6 時間授業がほとんどなので、16 時からの 19 時までなら、ほぼ大丈夫と思うのだが、低学年を基準とすると 15 時から 18 時までとすると厳しい。土曜日・長期休業期間中もフルタイムで仕事をして又残業もあるため、10 時間だと 18 時までなので、10 時間以上が必要である。	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、今までどおりの運営に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
95	<p>休業日は 8 時間となっているが、AM8:30～PM5:15 勤務としても送迎の時間等を考えると 8 時間では困ってしまう。また、休業日以外は 3 時間となっているが早帰りの日等もあるので、1 年生にあがったばかりでは、午後はすべて休みになり 3 時間では足りない。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の開所時間を設定することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしていまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
96	<p>開所時間平日 3 時間、長期休業期間、土曜日 8 時間（以上）では、親の就労保証ができない。平日は 7～8 時間、長期休業期間、土曜日 10 時間は必要であると考えます。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の開所時間を設定することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を 7～8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
97	<p>1 日につき 8 時間では親の就労時間がまちまちなので対応が難しい。最低でも 10 時間は必要と思う。 小学校の下校時間が変動する事が</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けておりま</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	あるため、また親の就労時間がまちまちのため、1日につき3時間では対応が難しい。また、受け入れ準備時間も必要なため、7～8時間必要と思う。	す。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を7～8時間以上、学校休業日の開所時間を10時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。
98	休業日は1日につき8時間、休業日以外の日は1日につき3時間という表記は働く親にとっては納得できない。実状通勤時間に帰れない日も多く、安心して働くことができない学童の体制にならないことを願う。	本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。
99	平日1日につき3時間とあるが、保育への準備期間や打ち合わせが大切なためそれを含み7～8時間以上必要である。休業日の8時間では、子ども達を預ける父母の方の就労時間が朝、早い方から残業時間などを含めて終了時間が7:00頃になる方など幅広く様々となっている。父母の方を	本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内のすべての放課後児童クラブにおきまし

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>支えていくのが学童保育なのに 8 時間の開所では足りないと思う。最低でも 10 時間は必要である。</p>	<p>て、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を 7～8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
100	<p>平日の 3 時間（案）、長期休業時間・土曜日の 8 時間（案）では、親の就労保証が出来ず子ども達にとっても安心して過ごせる学童生活や質の良い保育も出来ない。平日も準備期間も含めて 7～8 時間、長期休業期間も最低でも 10 時間は必要である。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内のすべての放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を 7～8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
101	<p>休業日においては 8 時間では親の就労保証ができない。最低でも 10 時間は必要である。8 時から 19 時まで開設すると 11 時間の開設になる。</p> <p>平日においても 3 時間では十分な準備期間（案協整備・職員会議・おやつ教材準備・会計業務など）が保証できない。例えば、夏休みの一日保育が 8 時間であった場合、8 時に開設すれば 16 時に開設となる。19 時までいる実情と異なる。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラ</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>ブあります)。このため、条例で平日の開所時間を 8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
102	<p>平日は 18:30 まで開けてほしい。児童が来るまでの準備することがたくさんある。今までどおり 18:00 までは通常開所、19:00 までは延長できるようにしないと、働く父母には意味がない。最低でも 7 時間から 8 時間は必要だと思う。長期休業日や土曜日についても最低でも 10 時間は必要でないかと考える。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を 7～8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
103	<p>平日は、最低とはいえ 3 時間という数字はありえない。学童保育所は一時預かり所ではない。放課後といえども、何時に放課になるかわからない。どんな時でも安心して帰ってこられる場所であるために、そして子どもたちの生活の場所を保証するために、準備時間も含めた時間の保証をお願いしたい。また、学校休業日においては、親の就労の保証をするためには、最低 10 時間の開設時間は必要である。本来の学童保育の目的にあった開設時間の保証をお願いしたい。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。しかし、条例で学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいま</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		すと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。
104	休業日においては 8 時間では親の就労保証ができません。最低でも 10 時間は必要である。また、平日においても 3 時間では十分な準備期間が保障できない（環境整備・職員会議・おやつ教材準備・会計業務・通信・日誌など）。7～8 時間は必要である。なお、長時間保育の必要性を考えれば 3 時間を基礎とすることなど考えられない。	本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を 7～8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。
105	学童保育の役割は親の就労と子どもものの生活保障が原則です。休業日においては 8 時間、また、平日においても 3 時間では十分な保育準備時間が保障できない。国も長時間加算についての取り扱いについては、6 時間以上開所が条件となっている。	本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上の必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
106	<p>小学校の休業日については、正社員で働いている親は、休憩時間を含めると拘束時間は 9 時間である。通勤時間を考えると、最低でも 10 時間は必要である。また、平日であっても 3 時間では十分な準備はできない(おやつ準備・会議・会計業務・書類作成等の事務作業など)。学年ごとに下校時間が異なる場合もあるので、早帰りもあるため、7～8 時間は必要である。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、今までどおりの運営に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を 7～8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
107	<p>1 年につき 250 日以上を原則として開設する部分については、土曜日の保育・今までの開所日数を考慮し、280 日以上としてもらいたい。</p>	<p>市内の各放課後児童クラブにおきましては、すべての放課後児童クラブが年間 250 日以上開設しております（平成 25 年度実績）。ただし、27 クラブ中 7 クラブにつきましては、毎週の土曜保育の必要がないなどの理由から、年間開設日数が 280 日未満です。このため、条例で開所日数を 280 日以上とすると、運営上問題が生じてしまう可能性もありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
108	<p>開設時間が少なくなってしまうからフルタイムで仕事ができなくなってしまう。最低でも 10 時間以上開設してもらわないと困ってしまう。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所してい</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>ます(土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります)。このため、条例で平日の及び学校休業日の開所時間を10時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
109	<p>平日3時間以上、休業日は8時間以上というのは、現在の保護者の就労状態を把握しての設定とは思えない。平日にしても県では、18:30までの開所、市でも19:00までの開所を希望しているのに3時間というのは16:00からの開所になり学校の授業終了に間に合わない。また、平日の事務作業等の時間も確認できない。休業日の8時間も8時開所しても16時には閉所になり、十分な時間ではない。最低でも平日7~8時間以上、休業日も10時間以上としてもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています(土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります)。このため、条例で平日の開所時間を7~8時間以上、学校休業日の開所時間を10時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
110	<p>平日は3時間、休業日は8時間では、十分な準備時間も保てず環境整備も十分ではない。衛星及び安全の確保に不備が出ると思う。平日は最低8時間、休業日は最低10時間以上として頂きたい。そうでないと、働く父母の就労の確保がされないのではないかと。</p>	<p>本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています(土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります)。このため、条例で平日の開所時間を8時間以上、学校休業日の開所時間を10時間以上に規定してしまいますと、運営</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
111	<p>長期休み及び土曜日の保育で 8 時間にするのは無理があると思う。各家庭、各仕事場で色々あるし、「学童の時間なので・・・」と帰ることは無理である。学童のおかげで仕事出来るので、また、子どもを学童に預けず、仕事が終わるまで留守番をさせるのは小学校の高学年でも心配である。</p> <p>平日も 3 時間では無理である。指導員は色々やることがあるし、延長していなければ暗い道を子どもだけで帰るか家にいたとしても子どもだけだと本当に危ないことがある。親として、安心して預けられる所なので、3 時間とかにしないでもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内のすべての放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
112	<p>平日は最低 8 時間以上、休業日は 10 時間以上としてもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を 8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
113	<p>児童の保護者の労働時間・就労日数、小学校の授業の終了時刻・休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるとしておきながら、1日につき〇時間と提示しているのはおかしい。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。なお、本規定では、開所するにあたって、各放課後児童クラブが開設しなければならない最低の開所時間を設定しております。</p>
114	<p>国の基準どおりの条例では、今の職場でこのまま仕事を続けることができません。夏休みなどは 10 時間以上、平日も 7～8 時間なければ早帰りなどにも対応できない。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています。このため、条例で平日の開所時間を 8 時間以上と条文規定することは難しい状況です（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を 7～8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
115	<p>休業日は 8 時間では親の就労保障ができない。最低でも 10 時間以上必要である。平日は 3 時間では十分な</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>準備時間が保証できない。保育以外の業務などで7～8時間は必要である。長期保育の必要性を考えれば、3時間を基礎とすることなどは考えられない。</p>	<p>時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています。このため、条例で平日の開所時間を7～8時間以上と条文規定することは難しい状況です（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を7～8時間以上、学校休業日の開所時間を10時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
116	<p>学校休業日に1日8時間ということは8:00開所なら16:00まででも構わないということになる。それでは、働く保護者の就労を考えるとあつてはならないことである。就労保障し、児童の生活を守るためには10時間以上の開設が必要です。また、平日3時間も児童が下校15:00の場合は18:00までとなり、これでは保護者の迎えを現実考えるととても厳しい。児童の下校前にも事務作業（運営会計など）、環境整備、保育準備がとても重要である。不十分では、学童保育の質を落とすことになる。最低でも8時間は必要である。</p>	<p>本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を8時間以上、学校休業日の開所時間を10時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
117	<p>フルタイムで仕事をしている現状であれば就業時間は約9時間でその前後に移動時間を含んだ時間の配慮が必要で開所時間が8時間ではまっ</p>	<p>本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けておりま</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>たく時間が足りない。平日であっても同様であり、3時間では学童で保護者の迎えを待つことができない子どもも多いのではないかと。また、仕事の遅い保護者においては、学童に預けることができないと思う人も出てきてしまうのではないかと。開所時間のみが指導者の就労時間と考えると、子どもの在所している間に子どもと離れて他の業務に当たられてしまうことになり、人員配置の面から考えてもあってはならないことと思う。</p>	<p>す。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
118	<p>条例に記された時間では働けない。最低でも平日8時間以上、休業日は10時間以上としてもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を8時間以上、学校休業日の開所時間を10時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
119	<p>実質8時間労働の中で、通勤時間等を考えると長期休業日の開設に1日8時間というのは、時間設定に問題があると思う。</p>	<p>本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
120	<p>就業時間が長い家庭も、安心してお願いできるように開設時間を延長してもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
121	<p>国の基準どおりだと親の仕事が保障されず、子どもの生活も保障できないので、平日は 3 時間では厳しい。学校休業日は最低でも 10 時間は必要である。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という条文規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、今までどおりの運営に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内のすべての放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を増やした規定、学校休業日</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>の開所時間を 10 時間以上とする規定にしてしまうと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
122	<p>仕事をしているため、子ども達を学童に預けている。通勤に 1 時間程かかるので、お迎えは普段 18:30 前後になる。平日児童の下校時刻から 3 時間の開設時間ではお迎えに間に合わない。休業日においても 8 時間みの保育では今の仕事を続けることができない。母子家庭であるため、仕事ができなければ、生活が成り立たない。学童施設の環境整備、おやつの準備、会議等の準備時間も十分でないと感じる。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
123	<p>休業日 8 時間とすると朝 8 時間に開設すると 16:00 には閉所ということになる。これでは、全く親の就労は保証されない。今でも 10 時間以上やっている学童もたくさんある。基準で質の向上を図るはずが、低下させてしまつては、基準を作る意味がないと思うし、国よりももっと質を上げた条例にしてもらいたい。基準とは、最低の目安だと思う。桐生市民は、もっと高いところで条例を制定してもらいたいと思う。平日 3 時間ならば 18:30 分に閉所するとして 15:30 に開所ということになり、下校時間に間に合わず学童保育の意味を成さないと思う。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
124	<p>国の基準どおりだと親の仕事が保障されず、子どもの生活も平日も 3 時間では厳しいである。学校休業日は最低でも 10 時間は必要である。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を増やした規定、学校休業日の開所時間を 10 時間以上とする規定にしてしまうと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
125	<p>国の基準どおりだと親の仕事が保障されず、子どもの生活も保障できないので、平日は 3 時間では厳しい。学校休業日は、最低でも 10 時間は必要だと思われる。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を増やした規定、学校休業日の開所時間を 10 時間以上とする規定にしてしまうと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
126	<p>小学校の休業日以外の日の文中の 1 日につき 3 時間を 3 時間以上に変更してもらいたい。現状に合わせた対応</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	が必要と思う。	時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内のすべての放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています。
127	学校休業日の「1日につき8時間」を「1日につき10時間以上」に、平日の「1日につき3時間」を「1日につき3時間以上」の条文に変更してもらいたい。	本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で学校休業日の開所時間を10時間以上とする規定にしてみると、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。
128	親が安心して働けるのは学童が、長時間開設してくれるからである。休業日には、最低でも10時間の開設が必要である。また、平日においても7～8時間の開設をすることで、安全な学童の保障ができていると考える。平日3時間では安心して子どもを預けて働くことができない。平日は8時間以上、休業日は10時間以上にしてもらいたい。	本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を8時間以上、学校休業日の開所時間を

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。
129	休業日は1日につき8時間となっているが、8時から開所し、16時で閉所となってしまうので、親の就労保証ができない。最低でも10時間は必要ではないか。また、平日も3時間では、保育の準備時間が取れないと思う。長時間保育の必要性も合わせると7～8時間は必要ではないか。平日も休日もう少し設定を上げるべきである。	本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を7～8時間以上、学校休業日の開所時間を10時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。
130	家庭の仕事の都合なのでお願いしているのですが、もう少し、休日時間などを延ばしてもらいたい。	本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
131	<p>現在 8 時間の勤務時間であるが、平日、長時間保育を利用しながら、通勤を考えても迎えは、18 時 30 分すぎになってしまう。休業日でも 8 時間の開所では、仕事に支障をきたす人もたくさんいると思われる。また、平日の開所時間が短いと保育の準備もできない。子どもの保育中では、無理がある。開所の時間をもっと長時間にしてもらいたい。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしていると、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
132	<p>休業日 8 時間、平日 3 時間では、長時間保育に対応できず、親の仕事に影響が出てしまうので、時差出勤などを利用して開設時間を延長してもらいたい。また、平日も児童がいる時間だけが勤務ではなく、おやつ準備や児童の情報交換などの時間も確保した上で、職員の勤務時間を決めていただきたい。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしていると、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
133	<p>今回の基準ではとても就労家庭のことを考えてくれている。「学校休業日及び土曜日が 8 時間開所」では、8 時間勤務（実質 9 時間労働）のフルタイムで働いている人はどうしたら</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきま</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>いいのか。学童に頼らなければ働けないから学童に預けている。平日も 3 時間なので、ただ放課後家に帰れない子をその場限りで見ればよいという考えで基準にしてるとしか思えない。指導員が十分に環境準備・職員会議、おやつ準備など、質の良い保育をする準備時間を含めて平日は 8 時間以上、休日は 10 時間以上の開設してもらいたい。</p>	<p>しては、今までどおりの運営に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日の開所時間を 8 時間以上、学校休業日の開所時間を 10 時間以上に規定してしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
134	<p>開設時間が休業日（夏休み等）で 8 時間、平日は 3 時間とのことだが、親は長時間労働、土日出勤もある人も多い。現在のクラブでも都合をつけるのが大変な時もある。世間の労働の現状を踏まえた基準をお願いしたい。</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日は 10 時間以上（最大 11.5 時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが 2 クラブあります）。このため、条例で平日及び学校休業日の開所時間を増やした規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
135	<p>開設時間について、桐生市の「放課後児童クラブ設置運営マニュアル」の基準を条例に反映させることはできないのか。特に、長期学校休業日における「1 日につき 8 時間」は、フルタイム勤務の保護者にとっては、通勤時間を考慮すると厳しい状況である（平日の 3 時間も厳しい）。近くに親類がおらず、フルタイム勤務の共働きをし</p>	<p>本条例案では、「平日 3 時間以上、学校休業日 8 時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は 5 時間以上（最大 9.5 時間）、学校休業日</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>ている我が家にとっては、学童はまさに生命線であり、本当にありがたい存在である。条例（案）の基準が現状の「マニュアル」よりも短くなっている点に不安を感じる。</p>	<p>は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。このため、条例で市のマニュアルどおりの開所時間に規定にしてしまいますと、運営することが困難なクラブが生じてしまう可能性がありますので、条例案どおりの制定を目指します。</p>
136	<p>今後条例が制定し、時間が短くなると、毎日早退するか、子どもを家に一人で留守番させるしかない。こうなると、学童保育の意味もなくなる。留守番できるなら、初めから学童保育は利用しない。夏休みなど長期休業には学童がなければ親が1か月仕事を休むことになるのではないか。</p>	<p>本条例案では、「平日3時間以上、学校休業日8時間以上開所することを原則とし、事業所（各放課後児童クラブ）において、開所時間を定める」という規定を設けております。このため、各放課後児童クラブにおきましては、現状または現状以上に必要な開所時間を開所することができます。なお、現在市内の各放課後児童クラブにおきまして、平日は5時間以上（最大9.5時間）、学校休業日は10時間以上（最大11.5時間）開所しています（土曜日のみ半日開所のクラブが2クラブあります）。</p>

6 その他（放課後児童健全育成事業）に関する意見

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
137	<p>現在子供と2人で暮らしている。フルタイムで仕事をして夜勤もしている。今の学童の体制は私が仕事をする上でなくてはならないものです。両親もいますが仕事をしていて私が夜勤の時は仕事が終わってから子供を迎えに来てくれます。子供を安心して預けられる環境があることは安心して仕事をするができると思う。</p> <p>現状維持ができるように検討してもらいたい。</p>	<p>本条例案が制定されたとしても、各放課後児童クラブの現状体制（指導員の人数や開所時間など）を維持すること、また、現状以上の体制を築くことも十分に可能です。このため、当市といたしましては、本条例案の制定を目指します。また、各放課後児童クラブを利用しているお子さんがより良い環境の中で、快適で安全に過ごせるように引き続き努力してまいります。</p>
138	<p>指導員や補助員となる人たちにホームヘルパー並みの賃金をお願いしたい。</p>	<p>現状の指導員の賃金につきましては、各放課後児童クラブ運営委員会（1クラブのみ社会福祉協議会）において、決定されています。</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>当市といたしましては、今後市のマニュアル等の見直しを検討しており、この中で指導員の賃金の在り方等について、提示してまいりたいと考えております。</p>
139	<p>桐生市学童クラブの運営一本化にしてもらいたい。 ※営利目的でない、児童の保護と家庭生活援助を掲げること。管理部門・事務部門・会計部門等全般を1か所とすること。</p>	<p>本意見につきましては、貴重なご意見として受け止め、今後の研究課題及び今後見直す予定である市の放課後児童運営マニュアルの参考意見とさせていただきます。</p>
140	<p>施設と背景に統一性を持ち、学童クラブごとに差異のない運営を行ってほしい（温かい環境と学び・遊びを提供）。</p>	<p>本意見につきましては、貴重なご意見として受け止め、今後の研究課題及び今後見直す予定である市の放課後児童運営マニュアルの参考意見とさせていただきます。</p>
141	<p>指導員の雇用を一括し、経験を踏まれば多岐にわたる年齢層の雇用を心がけてもらいたい。</p>	<p>本意見につきましては、貴重なご意見として受け止め、今後の研究課題及び今後見直す予定である市の放課後児童運営マニュアルの参考意見とさせていただきます。</p>
142	<p>外部よりサポートボランティアの募集をする。 例えば、昔遊びや自然と関わる遊びのプロ、学習面のサポート、ピアノや書道・英語・スイミングなどの広がりのある有効な時間を作る（背景にある学校や地域の特性を活かすことが重要）など</p>	<p>本意見につきましては、貴重なご意見として受け止め、今後の研究課題及び今後見直す予定である市の放課後児童運営マニュアルの参考意見とさせていただきます。</p>
143	<p>現在の施設では、狭すぎて、子ども達がのびのびと遊べない。雨の日など外に出られないときは、かわいそうである。</p>	<p>現在各放課後児童クラブでは、各小学校の余裕教室等で放課後児童クラブを運営しています。このような中、放課後児童クラブによっては、各クラブ室とは別に、小学校内の空いている教室や体育館などを借用しているクラブもございます。しかし、小学校によっては、学校の児童数が多いため、教室等の空きがない学校もございます。当市といたし</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>ましては、各放課後児童クラブを利用しているお子さんがより良い環境の中で、快適で安心して過ごせるように引き続き努力してまいります。</p>
144	<p>児童数は年々増えていっても施設は変わらず、静養室なども確保できない。少しでも良い環境で過ごせるようにしてもらいたい。</p>	<p>現在各放課後児童クラブでは、各小学校の余裕教室等で放課後児童クラブを運営しています。このような中、放課後児童クラブによっては、各クラブ室とは別に、小学校内の空いている教室や体育館などを借用しているクラブもございます。しかし、小学校によっては、学校の児童数が多いため、教室等の空きがない学校もございます。当市といたしましては、各放課後児童クラブを利用しているお子さんがより良い環境の中で、快適で安心して過ごせるように引き続き努力してまいります。</p>
145	<p>私の家では子ども 2 人とも学童に預けている。子どもから見ると学童は第二の家であり、親にとってはなくてはならない頼りにする所である。私は、自営で祖父母も同居の家族に育ったため、学童の必要性を感じたことはなかったが、自分が子どもを預ける立場となった今では、少しでもより良い環境を整えてあげられればと思っています。また、少子化だからこそ、今後学童を必要として預けられる方々のためにも、現状の声を受け入れていただきたいと思う。</p>	<p>本条例案が制定されたとしても、各放課後児童クラブの現状体制（指導員の人数や開所時間など）を維持すること、また、現状以上の体制を築くことも十分に可能です。このため、当市といたしましては、本条例案の制定を目指します。また、児童がより良い環境の中で、快適で安心して過ごすことが出来るように、引き続き努力してまいります。</p>
146	<p>小学校 6 年間は、人としての基本が育つ大切な時期だと思う。児童の健全育成事業に市長をはじめ行政の方々のご尽力をお願いしたい。</p>	<p>当市といたしましては、本条例案制定後も市内のすべての放課後児童クラブに通っている児童が、より良い環境の中で、快適で安心して過ごすことが出来るように、引き続き努力してまいります。</p>
147	<p>一生涯を通して一番大切な時期は、</p>	<p>当市といたしましては、本条例案制定後も</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	小学生の頃であると思われる。道徳心や倫理観が培われると言われている。放課後児童健全育成事業の更なる体制強化を願う。	市内のすべての放課後児童クラブに通っている児童が、より良い環境の中で快適で安全に過ごすことが出来るように、また、道徳心や倫理観などが今以上に培われるよう、引き続き努力してまいります。
148	学童がなければ、仕事ができない。安心して仕事ができるよう、また、質の高い保育ができるように検討してもらいたい。	<p>本条例案が制定されたとしても、各放課後児童クラブの現状体制（指導員の人数や開所時間など）を維持すること、また、現状以上の体制を築くことも十分に可能です。</p> <p>当市といたしましては、市内のすべての放課後児童クラブに通っている児童が、より良い環境の中で、快適に安心して過ごすことが出来るように、引き続き努力してまいります。</p>
149	まずは、現状を把握し、現場の声を聞いてもらいたい。外から見ていることと、中から見ていることにはずれがあるので、互いの意見からよりよい学童保育を作り上げてもらいたい。	<p>本条例案が制定されたとしても、各放課後児童クラブの現状体制（指導員の人数や開所時間など）を維持すること、また、現状以上の体制を築くことも十分に可能です。</p> <p>当市といたしましては、市内のすべての放課後児童クラブに通っている児童が、より良い環境の中で、快適に安心して過ごすことが出来るように、引き続き努力してまいります。</p>
150	まだまだ学童はボランティア的な考えが、国や市にも残っているように感じる。現状として、就労家庭に保育園が必要なと同じように学童も必要である。専門施設、専門職員としての待遇を望む。指導員の労働条件が低すぎる。ひとつのきちんとした専門職としての賃金・社会保障を保障すべきと強く望む。	<p>本条例案が制定されたとしても、各放課後児童クラブの現状体制（指導員の人数や開所時間など）を維持すること、また、現状以上の体制を築くことも十分に可能です。</p> <p>また、指導員の待遇につきましては、今後市のマニュアル等を見直す中で、マニュアル等の中に待遇の内容等を明記できるかどうかを含め十分に検討してまいりたいと考えています。</p>
151	指導員の待遇の改善を望む。大切な子どもを預けているので、非常勤や低賃金では、責任を持った保育はできな	指導員の待遇につきましては、本条例案が制定された後、現在の市のマニュアル等を見直す中で、マニュアル等の中に待遇の内容等

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>いと思う。</p>	<p>を明記できるかどうかを含め十分に検討してまいります。</p>
152	<p>子どもの生活する場、身体も心も発達していく場として、学童保育所をとっても大切に考えている。児童福祉法でもしっかりと定められている“発達のために必要な水準”という言葉とはかけ離れた低い水準そして、広さは充分とも言い難く、または、静養室も確保できていない。もっと子どものために質の向上を考えてもらいたいと思う。</p>	<p>本条例案が制定されたとしても、各放課後児童クラブの現状体制（指導員の人数や開所時間など）を維持すること、また、現状以上の体制を築くことも十分に可能です。</p> <p>なお、本条例案で制定されない内容については、当市の放課後児童健全育成事業のマニュアル等の見直しを行い、皆様にお示しいたしとも考えております。また、本市といたしましては、市内のすべての放課後児童クラブに通っている児童が、より良い環境の中で過ごすことが出来るように、引き続き努力してまいります。</p>
153	<p>放課後児童クラブの運営時間の見直しをお願いしたい(運営時間の開始時間、終了時間の延長)。</p> <p>夏休みや冬休み等の運営開始時間が現在8:30からとなっており(境野地区)、勤務時間や通勤時間によって困難が生じているため(勤務時間を遅らせる、勤務時間を減らす等の支障が出ている)</p>	<p>本市といたしましては、本条例案が制定された後、現在ある「桐生市放課後児童クラブ設置運営マニュアル」の見直し等を検討しております。この見直し等の中で、運営時間の在り方につきましても、十分に検討してまいりたいと考えております。</p>
154	<p>放課後児童の料金の見直しをお願いしたい(放課後児童クラブによって、学童保育料金が異なり、料金の高い地区での家庭の負担が大きいため)。</p>	<p>本市といたしましては、本条例案が制定された後、「桐生市放課後児童クラブ設置運営マニュアル」の見直し等を検討しております。この見直し等の中で、保育料の在り方につきましても、十分に検討してまいりたいと考えております。</p>
155	<p>放課後児童クラブの対象学年を変更してもらいたい(高学年でも利用できるように改善してもらいたい)。</p>	<p>現在の児童福祉法では、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の対象年齢は10歳未満と規定されております。このため、「桐生市放課後児童クラブ設置運営マニュアル」の中でも、主に低学年を受け入れるように規定しております。ただし、現在当市の</p>

番号	意見の趣旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
		<p>すべての放課後児童クラブにおきましては、小学校 6 年生まで受け入れを行っているため、今後「桐生市放課後児童クラブ設置運営マニュアル」の見直し等を検討しておりますが、その見直し等の中では、すべての小学生を受け入れるように規定いたします。</p>
156	<p>親が安心して子どもをお願いすることができるのは、学童保育の環境が整い、指導員がいきいきと働いてくれているからである。子ども達が安心して、過ごせるような学童保育を作ってもらいたい。</p>	<p>本条例案が制定されたとしても、各放課後児童クラブの現状体制（指導員の人数や開所時間など）を維持すること、また、現状以上の体制を築くことも十分に可能です。</p> <p>当市といたしましては、市内のすべての放課後児童クラブに通っている児童が、より良い環境の中で、快適で安心して過ごすことが出来るように、引き続き努力してまいります。</p>

以 上